

(別添4)

第3期団体内統合宛名システム構築等業務 落札者選定基準

1. 基本的な考え方

落札者の選定に当たっては、鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の5県（以下「5県」という。）にとって最適な事業者を選定するため、提案内容と価格の両面で評価する総合評価方式を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、総得点の最も高い入札者を落札者とする。

1.1 落札者決定方法

「技術点」と「価格点」の和を「総合点」とし、総合点の最も高いものを落札者とする。（予定価格などの制限の範囲内において、入札があったことが前提である。）満点は、640点とする。

ただし、技術点の各項目評価点について、複数の審査員が0点と評価した場合は、失格とする。また、入札金額が入札予定価格を超えた場合、もしくは、参考見積書（様式第13号）の構築・移行等経費又は保守・利用料等経費の額が5県のいずれかの団体の予算上限額を超えた場合は失格とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合点} \\ \hline (640\text{点満点}) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{技術点} \\ \hline (440\text{点満点}) \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{価格点} \\ \hline (200\text{点満点}) \\ \hline \end{array}$$

1.2 有効数字

評価点の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で切り捨てる。

1.3 総合点が同点の場合

総合点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）は以下のとおりとする。

- (1) 入札者それぞれの「技術点」、「価格点」が異なる場合、「技術点」が高い者を落札者とする。
- (2) 入札者それぞれの「技術点」、「価格点」が同じ場合、「入札金額」が低い者を落札者とする。なお、「入札金額」が同じ場合は、別途日を定め、くじ引きにより落札者を決定する。

2. 技術点の算出方法

技術点は、提案内容に基づき、以下の考え方により、内容の評価する。

2.1 技術点の計算

技術点の計算は以下の式で行う。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{技術点} \\ \hline (440\text{点満点}) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{各項目評価点} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{各項目加重点} \\ \hline \end{array}$$

2.2 項目評価点の考え方

評価項目単位の採点は「0点」～「5点」までの6段階で評価する。

- ①非常に優れた提案は「5点」とする。
- ②優れた提案は「4点」とする。

- ③ 5 県で想定していた提案であれば「3 点」とする。
- ③ 要件を満たしてないが許容できるものは「1～2 点」とする。
- ④ 要件を満たしておらず許容できないものは「0 点」とする。

2.3 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて1～5までの項目加重点を項目ごとに設定する。

2.4 評価項目（大分類）及び配点

評価項目及び配点は、表1のとおりとする。なお、各評価項目において、「0点」があった場合は、その評価項目（大分類）を「0点」とする。（ただし、「仕様書にない提案」を除く。）

表1：評価項目（大分類）及び配点

評価項目（大分類）	内容	配点
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的考え方が番号制度及び県の施策に合致しているか。 ・ 共同調達に係る考え方が県の施策に合致しているか。 	75
機能要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体内統合宛名番号付番機能への対応が具体的かつ適切か。 ・ 宛名情報等管理機能への対応が具体的かつ適切か。 ・ 符号取得支援機能への対応が具体的かつ適切か。 ・ 情報照会機能への対応が具体的かつ適切か。 ・ 情報提供機能等への対応が具体的かつ適切か。 ・ マスター更新機能等への対応が具体的かつ適切か。 	80
セキュリティ要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権限設定への対応が具体的かつ適切か。 ・ 情報セキュリティ対策への対応が具体的かつ適切か。 	40
稼働環境要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハードウェア構成が具体的かつ適切か。 ・ ソフトウェア構成が具体的かつ適切か。 ・ 施設要件への対応が具体的かつ適切か。 	50
データ移行等要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ データ移行等への対応が具体的かつ適切か。 ※既存業務システムへの負荷 ※付番済み宛名番号の移行に係る職員負担 	25
開発・運用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計・開発の体制、スケジュール、対応が具体的かつ適切か。 ・ 保守・運用の体制、対応が具体的かつ適切か。 ※データ保管（本番データ、バックアップデータ）のあり方（物理・論理分離、遠隔地管理等） ※毎年度のデータ標準レイアウト改版への対応費用 	50
その他の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ アクセシビリティ要件、信頼性要件、SLA要件、個別対応要件への対応が具体的かつ適切か。 	50
納入物要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質管理の体制等が具体的かつ適切か。 ・ 納入物の内容・時期、研修方法等が具体的かつ適切か。 	10
提案参加者要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案参加者の資格等が具体的かつ適切か。 ・ 類似システムの開発・運用実績を有するか。 	20
経費見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同調達参加団体の経費見積額は適切か。 	40
合計		440

3. 価格点の算出方法

価格点は、次の(1)と(2)の考え方により算出される得点の和とする。

(1) 構築・移行等経費（令和8年度）

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{価格評価点} \\ \text{(100点満点)} \end{array}} = \boxed{\frac{100\text{点}}{100}} \times \left(1 - \frac{\boxed{\begin{array}{c} \text{入札金額} \\ \text{入札予定価格} \end{array}}}{\boxed{\begin{array}{c} \text{入札金額} \\ \text{入札予定価格} \end{array}}} \right)$$

* 本業務は、総合評価一般競争入札であるため、入札金額が入札予定価格を超えた場合は、失格となる。

(2) 保守・利用料等経費（単年度）

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{価格評価点} \\ \text{(100点満点)} \end{array}} = \boxed{\frac{100\text{点}}{100}} \times \left(1 - \frac{\boxed{\begin{array}{c} \text{見積金額} \\ \text{最高見積金額} \end{array}}}{\boxed{\begin{array}{c} \text{見積金額} \\ \text{最高見積金額} \end{array}}} \right)$$

* 見積金額とは、経費見積書（様式第12号）に記載された金額をいう。
* 最高見積金額とは、審査の対象とする企画提案のうち、経費見積書に記載された最も高い見積金額をいう。